

令和7年10月1日から

ちゅうしゃ けん はっこう りょうしょう ひつよう
駐車時は、県発行の利用証が必要です!

おも 思いやり ちゅう しゃ じょう せい ど 駐車場制度が かく じゅう 拡充されます

対象となる期間が拡充されます

妊産婦

これまで 妊娠7か月から産後1年間

10月1日 母子手帳取得時から産後2年間(単胎児)
から 母子手帳取得時から産後3年間(多胎児)

けが人等

これまで 最大1年で必要な期間

10月1日 傷病等で回復の見込みがない方は有効期間
から なし

↓ こちらの方が対象です ↓

赤色の利用証 (有期)



妊産婦
母子手帳取得時～
産後2年間(単胎児)
産後3年間(多胎児)



一般的な傷病等
(1年以内)

緑色の利用証 (無期)



障がい(肢体不自由など) 要支援・要介護



障がい(内部障がいなど)、難病



傷病等で回復の見込みがない方は
有効期間なし



思いやり駐車場とは

公共・商業施設等に設けられた車いす駐車区画などのうち、障がい・難病・高齢・傷病・妊産婦などで、歩行や車の乗降が困難な方が安心して外出できるように準備された駐車スペースのことです。



利用証は
ルームミラーに
提示して
ください



この表示が
目印です!

利用可能な駐車場所は?

駐車区画は、看板や指定ステッカーで表示されています。

施設名は、島根県のホームページに掲載しています。

利用証の交付を受けるには?

島根県障がい福祉課にお問い合わせください。
申請をするときは、障害者手帳・診断書・母子手帳など、要件にあてはまることが確認できる書類が必要です。

思いやり駐車場の設置施設(協力施設)

※令和7年6月現在

思いやり駐車場を設置していただいている施設は、県内で300施設です。
また、思いやり駐車場利用証は、同様の制度を実施している全国43府県の協力施設でも利用できます。

マナーアップ運動展開中!

みんなでルールを守り、
お互いにゆずり合って
利用しましょう!

SUPER MARKET

障がいのある方や、けがや病気などで
歩行が困難な方が安全に利用できるように、
建物等の出入り口の近くに設置されています。



「思いやり駐車場」に利用対象者以外の方が
駐車していることで、本当に必要な人が
駐車できない問題が発生しています。

そんな状況を改善するため、誰からもわかりやすい「利用証」をつくりました。

利用証をお持ちの方へ

- ・思いやり駐車場スペースは、利用者共同のスペースです。ゆずり合ってご利用ください。
- ・利用対象者でなくなった方、必要がなくなった方、期限が切れた方は速やかに
交付窓口に返却をお願いします。

協定施設
募集中!

- 新たに思いやり区画を導入したい
- もう1台分を追加したい

など、ご協力いただける施設を随時募集しています。
共に支えあう社会を実現するためにご理解とご協力をお願いします。



お問合せ先

〒690-8501
島根県松江市殿町1番地 第2分庁舎1階
島根県庁障がい福祉課

TEL 0852-22-6526

詳しくは、県庁のHPへ!

島根県 思いやり駐車場

検索

